

高齢者住宅改造費助成事業

ツイッターへのリンクは別 ウィンドウで開きます



2020 年 4 月 8 日

コンテンツ番号 22587

新型コロナウイルス感染拡大に備えた対応について

利用には事前の申請が必要ですので、お住いの区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢・障害係へ電話にてご相談ください。

制度種別

高齢者一介護保険外サービス

対象者

要介護認定において要支援以上の認定を受けた65歳以上の高齢者であり、住宅の改造が必要と認められる方

制度内容

住宅改造費の助成

身体機能の低下により支援・介護を必要とする高齢者が、住宅の改造を行うことにより、在宅で安全な生活が続けられるよう支援するとともに、介護者の身体的・精神的負担を軽減することを目的として、その改造費用の助成をします。

※必ず事前に御相談ください。(工事着手後に申請された場合は、助成を受けることができません。)

- 改造箇所...浴室、手洗所、居室、玄関、食堂、廊下、階段など(介護保険制度の住宅改修以外の工事)
- 助成対象基準限度額...100万円(所得に応じて利用者負担額が異なります。)

利用者負担額

利用者負担額		
	利用者本人の階層区分	利用者負担率
1	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律による支援給付受給世帯	0%
2	川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業 実施要綱に基づく確認証の交付を受けた方	5%
3	市民税世帯非課税(上記1・2を除く)	10%
4	市民税本人非課税(上記1・2・3を除く)	25%
5	市民税課税(合計所得金額200万円未満)	1/3
6	市民税課税(合計所得金額200万円以上350万円未満)	50%
7	市民税課税(合計所得金額350万円以上)	全額

お問い合わせ

区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢・障害係		
部署名	住所	電話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	〒210-8570 川崎区東田町 8	044-201-3080
大師地区健康福祉ステーション 高齢・障害係	〒210-0812 川崎区東門前 2-1-1	044-271-0157
田島地区健康福祉ステーション 高齢・障害係	〒210-0852 川崎区鋼管通 2-3-7	044-322-1986
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1	044-556-6619
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	〒211-8570 中原区小杉町 3-245	044-744-3217
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	〒213-8570 高津区下作延 2-8-1	044-861-3255
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5	044-856-3242

多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	〒214-8570 多摩区登戸 1775-1	044-935-3266
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1	044-965-5148